

1 地方拠点強化税制及び地方創生応援税制の廃止

(提案要求先 内閣官房・内閣府・総務省・財務省)
(都所管局 主税局・政策企画局・財務局)

「地方拠点強化税制」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」は、更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること。

<現状・課題>

真の地方創生を実現するためには、各地域がそれぞれの個性や強みを発揮して魅力ある環境を作ることが重要である。

しかし、現在、地方創生を名目として、地方への人や資金の流れを意図的に創出・拡大するための税財政措置が設けられている。

具体的には、平成27年度税制改正で創設された「地方拠点強化税制」は、企業が本社機能を東京23区から首都圏の既成市街地等以外の地域に移転する場合等に法人税等を軽減することで、企業の地方移転を促進しようとするものであり、適用期限が令和7年度末となっている。

本制度は、東京一極集中の是正を目的に、特定の地域を対象外とする不合理な制度であり、日本全体の持続的な成長につながるものではない。

また、平成28年度税制改正で創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」は、各自治体が計画し、内閣府が認定した地方創生事業に対して企業が寄附した場合に、寄附額の最大約9割に相当する法人事業税、法人住民税等を軽減する制度であり、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体への寄附及び企業の本社が所在する自治体への寄附は対象外とされており、令和7年度税制改正において、税の軽減効果を維持した上で、適用期限を令和9年度末まで3年延長することとされた。

本制度は、「受益と負担」という地方税の原則をゆがめるものであることに加え、都や特別区など、特定の自治体を対象外としており、自治体間の財政調整の手段として用いられているものといわざるを得ない。真の地方創生の推進や日本全体の持続的な成長のためには、これらの制度の拡充や延長を行うのではなく、総体としての地方税財源の充実を図るべきである。

<具体的な要求内容>

「地方拠点強化税制」及び「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」は、政策的な期限付き減税であることも踏まえ、更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること。

2 個人事業税の課税方式の見直し

(提案要求先 総務省)
(都所管局 主税局)

個人事業税の課税対象事業を法令に限定列挙する現行の方式を、
事業形態や働き方の多様化に即して見直すこと。

<現状・課題>

個人事業税は、個人が営む事業のうち、地方税法等の規定により70業種に限定して課税されている。

近年は事業形態が著しく多様化し、IT事業など、法が想定していなかった業種が相次いで発生しているが、平成19年度の改正以後、法定業種の見直しは行われていない。そのため、事業税の対象となるような十分な事業性が認められるにも関わらず、法定業種に該当しないことから課税されない業種が増加している。

また、国における副業・兼業の促進に向けた取組等もあり、ビジネスや働き方の多様化が進み、ギグ・ワーカー等、既存の枠にとらわれない仕事の請け負い方や働き方に従事する人が増加し、個人の就業形態が多様化・複雑化している。それに伴い、現行の法定業種についても事業性や業種の認定が更に困難化する懸念があり、都道府県間でその判断が異なったり、事業者にとっても、自身が事業税の課税対象となるか否かについて把握しにくいケースの一層の増加が予想される。

こうした中、課税実務においては、課税の公平性を確保していくため、不動産賃貸業や駐車場業をはじめ事業性や課税対象事業等の認定について極めて多大な労力を投じているところである。

事業形態や働き方の更なる多様化が見込まれる状況を踏まえ、法定納期限である8月までに確実に賦課決定を行うことができるよう、個人事業税の課税対象事業を法令に限定列挙する現行の方式を見直すなど、適正で納税者にもわかりやすい制度設計が求められる。

<具体的な要求内容>

課税の公平性を確保するため、個人事業税の課税対象事業を法令に限定列挙する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること。それが実現されるまでの間、社会経済情勢の変化に速やかに対応し、新規業種を課税対象に隨時追加すると共に、現行の法定業種についても、納税者にとってより分かり易く且つ税務行政の効率化に資するよう、早急に業種認定の具体的な基準を見直すこと。